

株式交換に係る事後開示書面

(会社法791条第1項第2号、第801条第3項第3号、
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年10月31日

株式会社京都フィナンシャルグループ

京銀リース・キャピタル株式会社

2023年10月31日

株式交換に係る事後開示事項

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都フィナンシャルグループ
代表取締役社長 土井 伸宏

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀リース・キャピタル株式会社
代表取締役社長 竹中 伸一

株式会社京都フィナンシャルグループ（以下、「京都フィナンシャルグループ」といいます。）と京銀リース・キャピタル株式会社（以下、「京銀リース・キャピタル」といいます。）は、2023年10月2日付で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年10月31日を効力発生日として、京都フィナンシャルグループを株式交換完全親会社、京銀リース・キャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2023年10月31日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - （1）会社法第784条の2の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続きの経過
該当事項はありません。
 - （2）会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過
京銀リース・キャピタルは、会社法785条3項の規定により、2023年10月3日に京銀リース・キャピタルの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社である京都フィナンシャルグループの商号及び住所を通知しましたが、会社法785条第1項の規定による株式の買取請求を行った京銀リース・キャピタルの株主は存在しませんでした。
 - （3）会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過
該当事項はありません。
 - （4）会社法第789条の規定による手続（債権者異議）の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続きの経過
京都フィナンシャルグループは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により本株式交換を行ったため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続き（反対株主の株式買取請求）の経過
京都フィナンシャルグループは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により 2023 年 10 月 3 日付で、京都フィナンシャルグループの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である京銀リース・キャピタルの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、同法 796 条第 2 項に基づく簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続きについて、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換により京都フィナンシャルグループに移転した京銀リース・キャピタルの株式の数は、普通株式 402 株となります。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
 - (1) 京都フィナンシャルグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株主はいませんでした。
 - (2) 京銀リース・キャピタルは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 10 月 20 日開催の臨時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) 京都フィナンシャルグループは、本株式交換に際して、京銀リース・キャピタルの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、京都フィナンシャルグループを除きます。）に対し、その所有する京銀リース・キャピタルの普通株式 1 株につき京都フィナンシャルグループの普通株式 262 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、京都フィナンシャルグループが割当交付した普通株式の合計は 105,324 株です。京都フィナンシャルグループは、当該割り当て株式の全てを京都フィナンシャルグループが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
 - (4) 本株式交換により、京都フィナンシャルグループの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

以 上